様式第五十三（第六十二条関係）（日本産業規格Ａ列７番）

（表）

年　　月　　日交付第　　号（使用期限１年）

職　　名	氏　　名	生　年　月　日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第58条第２項において準用する同法第17条第２項の規定による

立　入　検　査　証

発行者　　印

（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条　（略）

第58条　（略）

第75条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

三　第58条第１項（第61条第２項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第58条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

様式第五十三（第六十二条関係）（日本産業規格Ａ列７番）

（表）

年　　月　　日交付第　　号（使用期限１年）

職　　名	氏　　名	生　年　月　日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第53条第２項において準用する同法第17条第２項の規定による

立　入　検　査　証

発行者　　印

（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条　（略）

第53条　（略）

第70条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

三　第53条第１項（第56条第２項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第53条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者